

# 高水準の遺言書作成で 笑顔相続実現!!

遺産相続をめぐる相談や調停でも決着がつかず審判に持ち込まれる案件が増えています。相続税の基礎控除額が引き下げられた相続税法の一部改正に伴って、遺産分割の方法などに頭を悩ませている方も多そうです。こうした相続をめぐる問題で頼りにされているのが遺言・相続が専門の『行政書士 柴田法務会計事務所』。紛争を防ぐ遺言書の作成には定評があります。是非ご相談下さい。

文/斎藤 敏



1 陸・海・空自衛官の遺言アドバイザーとして、全国版機関誌「おやぼと」に採めないための相続対策を掲載中。東京都防衛協会評議員 板橋区防衛協会常任理事、全国自衛隊父兄会賛助会員、東京都自衛隊父兄会賛助会員。2 仏教の高位である大阿闍梨（あじゃり）として遺言相続専門家として活躍中。3 毎週水曜日午後9時より老い支度のラジオ番組を提供中。

## 相続に関する全体状況を把握し 解決策を提示する

最高裁の平成24年度司法統計により、家庭裁判所に持ち込まれた相続関係の相談件数は174,498件で、この10年間で1.9倍にもなっています。また、調停では話し合いがつかず、審判手続きに移った遺産分割事件の件数は15,286件で、これも1.4倍に増えています。今年1月から相続税法の一部が改正され、相続税の基礎控除額が引き下げられたことに伴い、遺産相続に対する関心が高まっていますが、遺産の分割をめぐる遺族間に争いが生じないように、遺言書や遺産分割、相続税などについて専門家のアドバイスを受けながら早い段階から対策を講じて置くことが肝要です。

なっているのでしょうか。財務省の相続税の課税状況の年次別推移により、平成25年の死亡者は126,843人で、課税件数は54,421件、4.3%でした。法定相続人は財産を残して亡くなった被相続人一人当たり平均2.97人、納付した相続税は平均282.3万円でした。時期は異なりますが、相続財産の内訳は国税庁の24年分相続税の申告状況により、土地45.9%、現金・預貯金等25.4%、有価証券12.3%、家屋5.3%、その他11.1%となっています。

相続財産は多様であり、節税対策、納税対策、遺産分割対策、資産管理対策、資産運用対策を中心に全体を俯瞰して総合的に判断する必要があります。中でも重要なのが遺言書の作成です。また相続税法の改正に伴って基礎控除、免税額はどうなるのか、節税も視野に相続財産全体の状況を見ながら、適切対応策を提示したいと思っています。相続が争族にならないように、遺言・相続が専門の当事務所にご相談下さい。



所長 遺言コンサルタント 柴田純一氏

「争族」にならないための遺言作成をおまかせ下さい

遺言相続  
専門事務所

行政書士 柴田法務会計事務所

1950年、青森県生まれ。中央大学卒。金融機関を定年退職後、遺言・相続専門の行政書士として独立。全国自衛隊父兄会賛助会員、東京都自衛隊父兄会賛助会員。東京都防衛協会評議員。

☎ 03-6780-1408  
FAX 03-6780-1409  
📍 東京都板橋区大谷口 2-24-13  
🕒 10:00 ~ 18:00  
📞 無休  
✉ info@yuigonsyo.biz  
http://www.yuigonsyo.biz/